

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 森 宏之

奈良県人事委員会規則第二十号

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第三出先その他の機関の項中

幼稚園	園長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭

を

子ども園	園長
義務教育学校	校長 教頭

に改める。

保育所	所長
-----	----

別表第五出先その他の機関の項中

幼稚園	園長
-----	----

を

幼稚園	園長 副園長
-----	-----------

に改める。

別表第十出先その他の機関の項中

中学校	小学校	校長 教頭	校長 教頭
-----	-----	----------	----------

を

義務教育学校	校長 教頭
--------	----------

に改める。

別表第十二吉野広域行政組合の項中「事務局長 所長 所長補佐」を「事務局長」に改める。

別表第十三さくら広域環境衛生組合の項中「次長補佐」を「所長 次長補佐 所長補佐」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。